

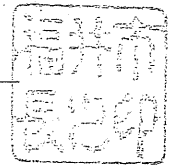
福井市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、町の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による福井都市計画事業福井駅周辺土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成29年10月12日

福井市長 東 村 新



次の区域を大手2丁目に編入する。

町	地 番
目之出1丁目	104の1の一部 105の1の一部 105の3の一部 801の1の一部 801の2の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部 大手2丁目2102の4の一部に隣接する道路である市有地の一部 大手1丁目801の3、801の5、801の6、806の1及び807の1の各一部に隣接する道路である県有地の一部 大手1丁目801の5及び102の7に介在する道路である市有地の一部に隣接する道路である市有地の一部	

次の区域を中央1丁目に編入する。

町	地 番
大手2丁目	1308の1の一部 2102の1の一部 2102の4の一部 2201から2208 まで

手寄 1 丁目	8 0 1 の一部 8 0 2 の一部 8 0 3 8 0 4 の 1 8 0 4 の 2 8 0 4 の 3 から 8 0 4 の 5 までの各一部 8 0 5 の一部 8 0 6 の 一部 8 0 7 の 1 8 0 7 の 2 8 0 8 の 1 の一部 8 0 8 の 2 の一部 8 0 8 の 3 8 0 9 の 3 8 0 9 の 4 の一部 8 1 0 の 2 8 1 0 の 3 8 1 0 の 4 の一部 8 1 1 の 1 8 1 1 の 2 の一部 8 1 2 8 1 3 2 1 0 1 から 2 1 0 3 まで 2 1 0 4 の 1 2 1 0 4 の 2 2 1 0 5 から 2 1 0 8 までの各一 部
日之出 1 丁目	8 0 1 の 2 の一部
<p>これらの区域に隣接介在する道路である県有地の全部</p> <p>これらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部</p> <p>大手 2 丁目 2 0 0 2 の一部、2 0 0 3 の 1、2 0 0 3 の 2、2 0 0 4 及び 2 0 0 5 に隣接する道路である県有地の全部</p> <p>中央 1 丁目 1 7 1 2 及び大手 2 丁目 2 0 0 5 に介在する道路であ る県有地の一部に隣接する道路である県有地の全部</p> <p>中央 1 丁目 2 6 0 3 の一部に隣接する道路である市有地の全部</p>	

次の区域を手寄 1 丁目に編入する。

町	地 番
大手 2 丁目	2 1 0 2 の 4 の一部
中央 1 丁目	2 6 0 1 の 1 の一部 2 6 0 1 の 2 の一部 2 6 0 1 の 3
日之出 1 丁目	8 0 1 の 2 の一部 9 0 8 から 9 1 0 までの 各一部

これらの区域に隣接する道路である県有地の一部

日之出1丁目704、705の1、705の2、706、801の2の一部、910の一部、911、912及び913に隣接介在する道路である県有地の一部

日之出1丁目908及び日之出2丁目806に介在する道路である県有地に隣接する道路である県有地の一部

次の区域を日之出1丁目に編入する。

町	地番
大手2丁目	2101の一部
<p>この区域に隣接する道路である市有地の全部</p> <p>日之出2丁目201、301、305、401の1、701の3、701の4、711、712、801及び806から808までに隣接介在する道路である市有地の一部</p> <p>日之出2丁目806及び手寄1丁目1001に介在する道路である県有地の一部に隣接する道路である県有地の一部</p>	